○杉並区青少年善行表彰要綱

平成26年３月14日杉並第68189号

改正

平成31年３月22日杉並第68596号
令和２年３月17日杉並第67097号
令和８年３月10日杉並第63083号

杉並区青少年善行表彰要綱

杉並区青少年表彰要綱（平成23年２月18日杉並第59533号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、青少年の模範となる善い行いをした青少年を表彰することにより、善意の行為（以下「善行」という。）の気運を高め、青少年健全育成に寄与することを目的とする。

（対象）

第２条　表彰の対象者は、前年度の青少年善行表彰式の開催により設けた推薦締切日（以下「締切日」という。）の翌日から当該年度の締切日までに善行をし、推薦のあった次の各号に掲げるものとする。

（１）　区内で善行をした青少年又は区外で善行をした区内在住、在学、在勤の青少年で、善行をした日（以下「善行日」という。）現在25歳未満のもの

（２）　区内で善行をした団体又は区外で善行をした団体（区内に主たる活動拠点をおくもの）で、構成員のうち、概ね半数を超える者が善行日現在25歳未満であるもの

（３）　その他、区長が表彰することが適当と認めた青少年又は団体（構成員のうち、おおむね半数を超える者が善行日現在25歳未満であるもの）

（善行の種類）

第３条　善行の種類は、次の各号に該当するものとする。

（１）　社会福祉　隣人・友人などに対する援助、徳行又は社会福祉施設等への慰問、激励、介護、各種奉仕、金品の寄付及びその他社会福祉に尽くしたとき。

（２）　青少年の育成及び指導　年少者の教育、指導及び非行少年の善導などに尽くしたとき。

（３）　地域活性化　地域活性化事業への協力、地域行事への協力及びその他の地域活性化に尽くしたとき。

（４）　生活環境の美化及び改善　清掃、樹木又は草花の栽培等による生活環境美化改善若しくは環境衛生の保持改善に尽くしたとき。

（５）　自然及び文化財の保護　自然環境・野生動物の保護、又は文化財の保存・保護に尽くしたとき。

（６）　防災・防犯　人命救助、防火、防犯、事故防止等に尽くしたとき並びに地震災害、風水災害及びこれらに類する自然災害又は人為災害の発生時に尽くしたとき。

（７）　その他　特に主催者が善行であると認めたとき。

（表彰の方法及び時期）

第４条　表彰は、表彰状及び記念品の贈呈により行う。

２　表彰は、毎年度１回行う。ただし、区長が必要があると認めたときは、随時行うことができる。

３　表彰の区分について、同じ善行における複数の被表彰者がいるとき、その善行がそれぞれの被表彰者が属する団体（サークル等）単位による場合はその団体を表彰し、それ以外の場合は被表彰者個人を表彰する。

（被表彰者の選考）

第５条　被表彰者は、青少年善行表彰審査会（以下「審査会」という。）において選考する。

２　審査会は、会長及び委員４名をもって構成する。

３　会長は、子ども家庭部長とする。なお、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名するものがその職を代行する。

４　委員は、次の各号の職にあるものとする。

（１）　教育委員会事務局次長

（２）　子ども家庭部管理課長

（３） 子ども家庭部児童青少年課長
（４） 教育委員会事務局教育総務課長
５　審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（被表彰者の推薦の方法）
第６条　被表彰者の推薦の手続きは、原則として、被表彰者でない者又は被表彰団体の構成員でない者が、被表彰候補者又は候補者の保護者の内諾を得て作成した「杉並区青少年善行表彰推薦書（第１号様式又は第２号様式）」を区長宛てに提出するものとする。
２　区長は、前項の推薦があったときは、内容の確認を行い、審査すべきものの名簿を作成し、必要な資料を調整する。
（庶務）
第７条　青少年善行表彰の庶務は、子ども家庭部児童青少年課に置く。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成26年１月18日から適用する。
２　この要綱の施行に伴い、従前の青少年表彰授与式はこの要綱における青少年善行表彰式として扱う。

附　則（令和８年３月10日杉並第63083号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式　略